

犯罪被害者等支援弁護士制度の創設

令和5年6月 法務省大臣官房司法法制部

一定の犯罪被害者等が早期の段階から弁護士による継続的かつ包括的な支援を受けられるようにする

犯罪被害者等の実情等

- 犯罪被害者等は、被害直後から、刑事・民事裁判への対応を含む捜査機関や加害者側への対応、各種支援のための申請手続、報道機関への対応等、様々な対応が必要
- 精神的・身体的被害等によって自ら対応できない上、その被害に起因して経済的困窮に陥り、弁護士による支援を受けられない場合がある

法テラスによる現行の援助制度とその課題

- **DV等被害者法律相談援助業務**
 - ・ DV・ストーカー・児童虐待の被害者に対する被害防止に必要な法律相談に限定
- **国選被害者参加弁護士に関する業務**
 - ・ 一定の犯罪被害者等が刑事裁判において被害者参加制度を利用する場合に限定
- **被害者等の援助に関する情報提供業務**
 - ・ 法制度・相談窓口に関する一般的な情報提供や精通弁護士の紹介に限定
- **民事法律扶助業務**
 - ・ 無料法律相談 : 刑事に関するものは対象外
 - ・ 弁護士費用等の立替え : 民事裁判等手続を利用する場合に限定

いずれも援助対象や援助内容が限定的

捜査機関への出頭や被害申告、各種支援のための申請手続、報道機関への対応等に関する援助は対象外

犯罪被害者等に寄り添った切れ目のない支援が必要

犯罪被害者等支援弁護士制度創設の必要性

生命・身体に対する重大犯罪や性犯罪の被害者を始めとする一定の犯罪被害者等が早期の段階から弁護士による継続的かつ包括的な支援を受けられるようにする制度（犯罪被害者等支援弁護士制度）の導入が必要

法テラスの業務は総合法律支援法に個別に規定すること（法改正）が必要

総合法律支援法を改正し、法テラスの業務として犯罪被害者等支援弁護士制度を導入

導入に向けた具体的検討、関係機関等との調整等

（検討課題）

- 援助対象、援助内容、利用要件、費用負担等
- 支援弁護士・関係機関等との支援体制の構築、支援弁護士の数・質の確保等

1年以内をめどに結論

法整備等

総合法律支援法の改正、関係規程の整備、施行準備等